



コロナ禍を口実とした社員への犠牲を許さないぞ！シリーズ③

コロナ感染症に関して職場で起きている具体的事象について

JR総連が厚生労働省と意見交換を実施！

JR総連はJR総連推薦議員懇談会の働きかけによって、コロナ禍に関して厚労省および国交省との意見交換を実施しました。

厚労省からは「労働者が発熱などの症状があり、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、「厚労省としては使用者の責に帰すべき事由であり、休業手当は支払うべきである。労働者に不利益を被ってはならない」との見解が示されました。

また、新型コロナウイルスに感染した場合、会社は感染経路が不明であることを理由に、労働者に対して「私傷病扱いとするか」「年休とするか」二択を求められているとについては「年休とするか」は会社が言うべきものではない」としました。

JR東海は、検温で37.5℃以上の場合就業させず勤務認証は私傷病休暇としています。また、濃厚接触者が出勤できない場合は年休としています。これらの扱いはまさに労働者に不利益を与えるものです。

「公共交通機関に働くの労働者は誰一人好んで感染しているわけではない。感染経路が不明であっても会社が一律の休業補償を行うように国として指導徹底をお願いしたい」との要請については「ガイドラインにも記載した通り、休業手当については労使で十分に話し合って100/100となるようにすることが必要だと考えている」としています。

JR東海労は、発熱により休業させた場合、労働者の不利にならない勤務扱いと賃金補償については100/100の支給を求めています。

「申第13号」（新型コロナウイルス感染症に関する申し入れ）について、10月2日に業務委員会を開催します。社員の皆さん、会社の回答・説明に注目しましょう！

**JR東海労はコロナ禍を理由に労働者へ
我慢と犠牲を強いる会社を許しません！**